

第12回県民意識調査及び分析業務 企画提案仕様書

1 委託業務の名称

第12回県民意識調査及び分析業務

2 期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

3 目的

社会の構造的変化の中で多様化する県民の意識や価値観、ニーズの変化及び行政に対する要望等について把握するとともに、その結果について合理的な分析を行い、「沖縄21世紀ビジョン」に掲げた将来像の実現及び「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の推進等に役立て、今後の県政運営に広く活用することを目的とする。

4 業務内容

本調査、離島調査を行い、調査結果を集計・分析し、報告書及びデータを作成する。

(1) 調査の対象者

- ア 本調査 県内に居住する満15歳以上、満75歳未満の男女
- イ 離島調査 県内有人離島（宮古島、石垣島を除く）居住の満15歳以上、満75歳未満の男女

(2) 調査地点数

過去調査の実施結果を踏まえながら、調査結果の集計・分析のために必要となる市町村毎の調査地点数、及び標本数の地点毎の配分について提案すること。

(3) 標本数、有効回答数（率）

過去調査の実施結果を踏まえながら、本調査1,500～2,000程度、離島調査500程度の有効回答数を目安に、調査結果の集計・分析（全体、属性毎）、過去調査との比較の精度を保つ十分な有効回答数を確保できるよう、その設定理由についての説明も含め、提案すること。なお、提案内容は、必ずしも左記に示した有効回答数でなくとも構わない。

有効回答数（率）を達成するための方法についても併せて提案すること。

(4) 調査対象者の抽出方法、調査方法

過去調査の実施結果を踏まえながら、抽出方法及び調査方法について、提案する

こと。

(5) 調査項目及び設問

過去調査との経年比較のため、前回調査を基本としながら、県において調査項目及び設問を検討し、県と受託者で調整の上、決定する。

なお、県においては、令和4年度に策定した「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に照らし、「県民生活の重要度・充足度」等の調査項目及び設問について、必要な見直しを行うことを予定している。

(6) 集計・分析

過去の調査結果との経年比較を含め、調査結果の集計・分析方法、集計・分析結果の表示手法（グラフィメージ等）について、提案すること。

(7) 納品物

ア 調査報告書 …冊子 150 部、PDF 及び編集可能データ（Word、Excel 等）

イ 調査報告書概要版 …冊子 800 部、

PDF 及び編集可能データ（Word、Excel 等）

ウ 調査結果のローデータ（CSV 等）

エ 調査報告書に掲載する集計結果のデータ（CSV 等）

※ 調査報告書、調査報告書概要版は、県が増刷する場合に対応できるよう、必要な印刷用データについても納品すること。

※ 調査報告書、調査報告書概要版の記載内容・ページ数、納品データの形式等、具体的な事項については、県と受託者において協議の上決定する。

(8) 業務スケジュール

調査票回収を9月末、一次集計結果の報告を10月末、調査・分析結果の中間報告を12月中旬、報告書の初稿作成を1月末までに行うことを目処とし、業務スケジュールを提案すること。

(9) 実施体制

当該業務の実施にあたっては、業務の遂行に必要な担当者を配置するとともに、県と十分に協議を行いながら業務運営ができる体制を構築すること。

(10) その他

上記の他、当該業務の遂行に資する提案があれば、自主提案として提案書に記載すること。

5 個人情報の保護

(1) 個人情報の秘密保持義務

ア 受託者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

イ 委託者が貸与する資料に記載された個人情報は、委託者の保有個人情報であり、契約履行終了後も含め沖縄県個人情報保護条例に基づき適切な取扱いを行うこと。

(2) 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

受託者は、個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。

また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 個人情報の複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し又は複製をしてはならない。委託者の許可を受けて複写又は複製したときは、該当複写物又は複製物を焼却又は裁断等により利用できないように処分しなければならない。

(4) 提供資料の返還義務

受託者は、契約を終了したとき又は委託者が請求したときは、その保有する個人情報を速やかに委託者に返還しなければならない。

(5) 立入検査及び調査

委託者は、個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができることとする。

(6) 事故の報告義務

受託者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(7) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。また万全を期し管理者の注意義務をもってあたり、個人情報の漏えい、毀損等の事故を防止しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ 委託業務の従事者に対し、特記仕様書の理解及び遵守を周知徹底するとともに、個人情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。

ウ 沖縄県個人情報保護条例に従って、この委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

(8) 損害賠償

受託者が、前記各条項に違反し委託者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

6 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

受託者は、本委託契約の履行に当たり、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせる時はこの限りではない。

＜その他、簡易な業務＞

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本（デザイン構成含む）
- ・ 原稿・データの入力及び集計

7 額の確定

受託者は、委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書及び委託業務経費使用明細書を作成し、成果物を添付して県に提出するものとする。県は、当該報告書等の内容を検査し、適正であると認めたときは、委託金額の額を確定し（以下、確定した県が支払うべき額を「確定額」という。）、受託者に対して通知するものとする。

当該確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれか低い額とする。

（※詳細は、契約書（案）を参照のこと）

8 その他、留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、県担当者や担当部局との情報共有、調整、意見交換を適宜実施すること。その際、必要に応じて議事録を作成し、県に共有すること。
- (2) 採用された企画提案については、実施段階において、予算や諸事情により変更を協議することがある。
- (3) 本仕様書に記載のない事業は、県と受託者の協議により決定する。

(参考) 過去調査について

過去調査の概要、調査結果については、沖縄県企画調整課の Web サイトを参照のこと。掲載先の URL は以下のとおり。

第 11 回調査報告書

<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/shisaku/1014155/1014172.html>

第 10 回調査報告書

<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/shisaku/1014155/1014168.html>

第 8 回、第 9 回調査報告書

<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/gyosei/1016481/1016511.html>

第 1 ～ 7 回調査報告書

<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/shisaku/1014155/1014164.html>